

採用試験の1次試験一部免除を高校志願者にも実施へ

コンプライアンス対策本部会議で 県教委が「今年度の試験からの実施を検討」と明言

教員採用試験の1次試験(筆記試験)の一部免除(教職・一般教養試験の免除)については、不祥事防止対策の一環として、昨年の採用試験から、従来の小・中学校志願者に加えて、特別支援学校の志願者にも拡大されましたが、高校の志願者では実施されていませんでした。

高教組からの要望を受けて実現

高教組は、2011年5月に開催された第2回コンプライアンス対策本部会議で、委員として出席していた平井委員長(当時)が、「1次試験の一部免除を求める声が現場に多い。高校にも拡大すべきではないか」と意見を述べ、県教委は「今年度から特別支援学校に拡大し、成果や課題を見て、早い時期に結論を出していく」としていました。

昨日(4月16日)開催された第3回コンプライアンス対策本部会議に出席した馬場高教組書記

長は、今後のとりくみについての協議の中で、①働きやすい職場づくりのとりくみとして、調査や報告などの業務の削減をいっそうすすめること、②採用制度の改善として、臨時的任用での経験を評価して、高校の志願者についても1次試験の一部免除を実施すること、を要望しました。

これに対して、会議の事務局である県教委は、①について「いっそうの改善をはかる」と述べるとともに、②については「今年度の試験からの実施を検討している」と述べました。県教委は、正式決定後、5月上旬に発表する採用試験の実施要項に盛り込むことを示唆しています。

制度の詳細については、実施要項で明らかにされる予定ですが、参考のために、昨年の実施要項の該当部分を、下に掲載します。



【昨年度の実施要項より】

◆免除内容 第1次試験(筆記試験等)のうちの教職・一般教養試験

◆申請要件

平成23年度において、本県公立小・中学校及び特別支援学校に臨時的に任用されている者(非常勤講師を含む。)で、過去5年間(平成18～22年度)において、3か年度以上臨時的任用等教員を経験し、優秀と認められる者。(各年度の任用期間は、長短にかかわらず1年と算定する。)

◆審査結果の通知

免除申請があった者について審査し、免除の可否については、受験票により通知する。

※高教組の「教員採用試験1次対策学習会」の参加申し込みを受け付けています。

日時 5月26日(土) 10:20～16:00

場所 鳴滝高校視聴覚室

内容 教職教養「教育心理」「教育史」「教育法規」「教育原理」の問題演習・解答解説

詳しくは職場の組合代表(分会長)にお尋ねください。